

秦野市都市農業振興計画

令和８年度（２０２６年度）～令和１２年度（２０３０年度）

～多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市(まち)～



令和８年（２０２６年）３月

秦 野 市

「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の創造に向けて

秦野市は、大都市近郊に位置しながらも、美しい里地里山や農地、全国名水百選に選ばれた「秦野盆地湧水群」などの恵まれた資源を有しています。その豊かな水と緑に支えられ、新鮮で安全・安心な農畜産物の供給はもとより、身近な農業体験の場の提供など、都市農業の振興に適した環境にあります。



本市では、この「水とみどりに育まれた都市（まち）」という地域特性を生かし、魅力ある農業の活性化を促進するため、平成21年3月に「秦野市都市農業振興計画」を策定し、その後3度の見直しを行いながら、農業者、市民、関係団体及び行政がそれぞれの役割を担い、計画の実現に向けて施策の展開を図ってまいりました。

このたび、前回の見直しから5年が経過し、高齢化による農業従事者の大幅な減少や気候変動等による自然災害の多発、生産資材価格の高騰など、農業を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、こうした情勢の変化やこれまでの取組の検証を踏まえ、本市農業の将来像の実現に向けた取組の方向性と施策の展開を明確にするため、新たな「秦野市都市農業振興計画」を策定いたしました。

農業は、「食」だけでなく、自然環境の保全や文化の継承、教育の場としての活用など、暮らしを支える重要な役割を持つ産業として、しっかりと次世代に引き継いでいかなければなりません。

今後は、将来像として掲げる「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け施策を推進してまいりますので、農業者及び市民、関係団体の皆さまの一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

むすびに、計画策定に当たり、熱心に御検討いただきました都市農業振興計画推進委員会委員をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただいた多くの皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和8年（2026年）3月

秦野市長 高橋昌和

■ 目 次

1 はじめに	1
(1) 趣 旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の策定に当たり配慮すべき事項	3
2 現状と課題	4
(1) 秦野市の概要	4
(2) 現 状	6
(3) 農業に関するアンケート調査	14
(4) これまでの取組概要	21
(5) 主な課題	22
3 秦野の農業の将来像	25
4 施策の展開	27
基本目標Ⅰ 農業経営の安定化と担い手の確保と育成	30
基本目標Ⅱ 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用	37
基本目標Ⅲ 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進	42
基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化	47
5 計画の推進に向けて	53
【資料編】	55
1 都市農業振興計画の策定経過	56
(1) 主な経過	56
(2) 秦野市都市農業振興計画推進委員会委員名簿	57
(3) 秦野市都市農業振興計画推進委員会規則	58
(4) 秦野市都市農業振興計画に関する提言書	60
2 前計画の進行状況について（令和3年度～令和7年度）	63
3 目指す営農モデル	68

Ⅰ はじめに

(Ⅰ) 趣 旨

近年の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手の不足に加え、気候変動や国際情勢の影響による食料需給の不安定化、人口減少に伴う国内市場の縮小など、一層厳しさを増しており、農業生産の維持・発展のためには、時代に対応した新たな取組や方向性を見出すことが求められています。

このような中、国では、令和6年5月に、食料・農業・農村基本法を平成11年の制定以来、初めて改正し、「食料安全保障の確保」を柱とする5つの基本理念を掲げ、農業の生産性向上と持続可能性の両立に取り組むとしています。

また、この基本理念の実現に向け、農業の構造転換を図るための施策を集中的に実施するため、令和7年4月に、「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。

この計画では、農産物の付加価値向上や輸出の促進等により、農業者の所得を確保・向上させることで農業の持続的発展を図るとともに、農産物と消費者をつなぐ食品産業の発展に取り組むなど、生産基盤の強化、食料自給率・食料自給力の向上を通じて、食料安全保障を確保し、様々な環境の変化に対応していくとしています。

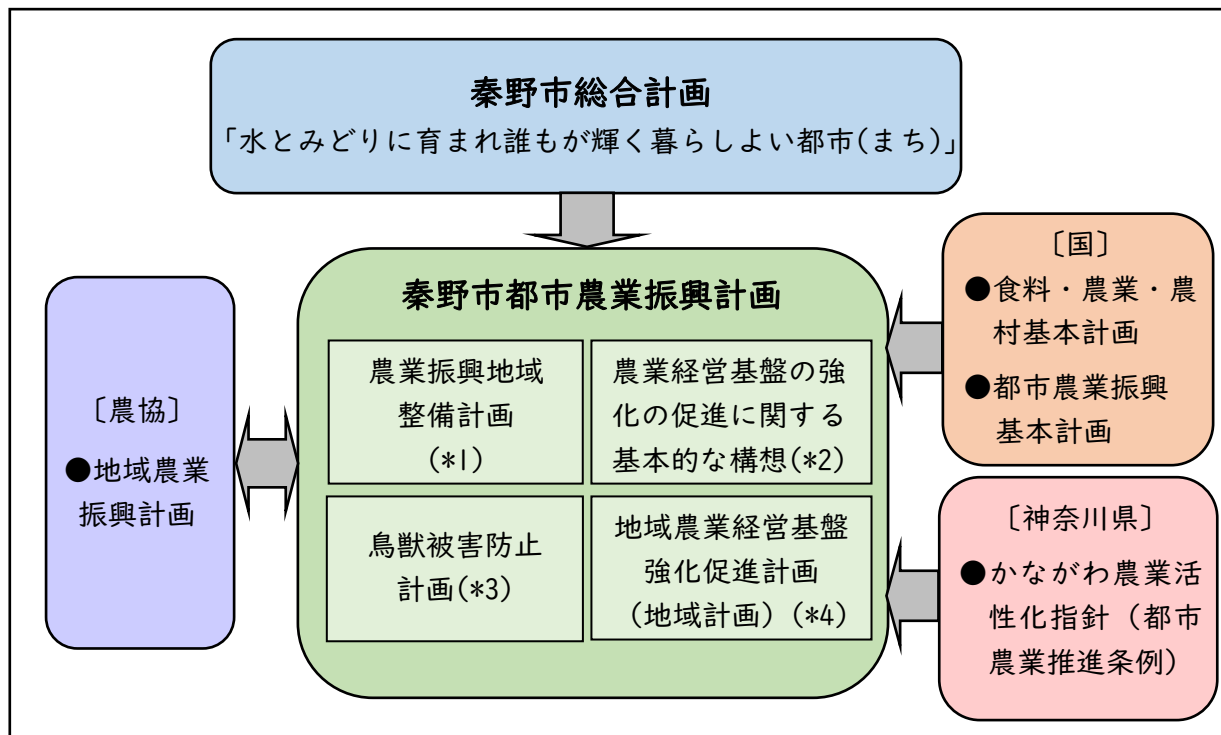
本市においては、令和3年3月に、国の動向等を踏まえたうえで、農業者、市民及び関係団体と連携し、農業・農地のもたらす様々な恵みを生かしたまちづくりを進めるための指針となる「秦野市都市農業振興計画（以下「都市農業振興計画」という。）」の見直しを行い、本市農業の将来像として設定した「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、取り組んできました。

しかし、前回の見直しから5年が経過し、より時代の変化に対応した実効性のある計画を策定して取組を進める必要があることから、有識者や農業者、関係団体からなる「秦野市都市農業振興計画推進委員会」を設置し、神奈川県（以下「県」という。）の都市農業推進条例の基本理念及びこの条例に基づく「かながわ農業活性化指針」の基本目標を踏襲しつつ、令和5年に策定された秦野市農業協同組合（以下「農協」という。）の「第四次地域農業振興計画」の内容なども考慮しながら、具体的な方針や目標数値などについて検討し、本市の新たな都市農業振興計画を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

都市農業振興計画は、本市農業政策の最上位の計画となるものであり、国、県、農協等の計画や本市の上位計画等との整合を図りながら、策定するものです。

図 1-1 計画の位置付け



*1 農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るための計画で、農用地利用計画や農業生産基盤の整備・開発計画などを明らかにしたもの

*2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手や新たに農業経営を営もうとする青年等新規就農者を育成するため、農業経営の目標を設定し、その実現に向けた方策などを明らかにしたもの

*3 鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、本市の具体的な被害対策の方針を定めたもの

*4 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

農業経営基盤強化促進法に基づき、地域との話し合いにより、地域農業の将来の在り方や担い手ごとに利用する農地を示した地図（目標地図）などを定めたもの

(3) 計画の期間

都市農業振興計画の計画期間は、秦野市総合計画はだの2030プラン後期基本計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）の策定に合わせ、より実効性のある計画とするため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(4) 計画の策定に当たり配慮すべき事項

ア 都市農地（市街化区域内農地）の位置付け

平成27年4月の都市農業振興基本法の制定を契機に、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農地が有する農産物を供給する機能はもとより、防災空間や農業体験・交流活動の場、良好な景観の形成といった多面的機能を有効に発揮させるため、地方公共団体において、都市農業を振興するための計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう、努めることとされました。

本市では、都市農業振興基本法の制定前に、いわゆる広義の都市農業という観点から、既に市街化区域内農地も含めた市域全体の農業振興を目的として、平成21年3月に都市農業振興計画を策定しており、法の目的に沿った内容となっていることから、本計画を地方計画として位置付けています。

イ SDGs への対応

平成 27 年 9 月に、国連サミットにおいて国際社会全体の目標として、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「社会・経済・環境」にわたる課題に、統合的に取り組むこととしています。

特に、SDGs における理念の中核を成す「持続可能な社会の構築」は、本市の農業にも共通する目的であり、本市の農業を持続的に発展させていくためにも、SDGs の理念を踏まえて計画を策定しています。

ウ 持続的な食料システム

令和 6 年 5 月に改正された食料・農業・農村基本法では、生産、加工、流通、小売、消費の各段階の関係者が連携する「食料システム」という概念を新たに規定し、合理的な価格の形成や環境負荷低減など、農業の持続可能性を高める取組を関係者が一体となって進めていくこととしています。

この食料システムを持続可能なものとするため、本計画では、生産性向上や環境負荷低減など、国の方向性を踏まえた取組の推進、検討を進めます。